

既に子供食堂を実施している団体の方へ



令和2年度 和歌山子供食堂支援事業

子供の健やかな成長の促進を図るために、食事の提供を通じて子供の居場所や地域における交流拠点としての機能が期待される場所を提供する団体等に対し、補助金を交付します。

概要

補助対象となる団体	<ul style="list-style-type: none">・子供の支援を目的にしているNPO法人その他の団体であること。・代表者が明らかになっていること。・団体固有の通帳を有することその他団体の財産管理が明確になっていること。・1年以上継続して子供食堂を実施する見込みがあること。 <p>※申請者又は団体の役員が和歌山県暴力団排除条例第2条第3号の暴力団員等若しくは同条第1号の暴力団若しくは同条第2号の暴力団員と密接な関係を有する者に該当する場合、又は禁固以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わらない者若しくはその刑の執行を受けることのない者であるまでの者に該当する場合は、交付の決定を行いません。</p>
補助対象となる子供食堂の条件	<ul style="list-style-type: none">・月1回以上定期的に実施すること。・団体の構成員の3親等以内の親族を除く5世帯以上の子供が利用すること。・責任者を1人配置し、食中毒予防、防災等に配慮すること。・子供の保護者から、食物アレルギー、健康情報及び緊急連絡先を事前に確認すること。・利用の対価は、無料又は材料費の実費負担とすること。
対象経費 (事業実施期間内にかかる経費)	<ul style="list-style-type: none">(1) 食品衛生責任者養成講習会受講費(2) 機能強化に要する経費<ul style="list-style-type: none">① 学習支援に要する経費② 多様な世代交流に要する経費 <p>経費の具体的な内容や留意事項については、裏面のとおり。</p>
補助率	1 / 2 (千円未満の端数切り捨て)
補助額	<ul style="list-style-type: none">(1) 上限1万2千円(2) 上限10万円 <p>※どちらも子供食堂1箇所につき1回のみ(同時に申請できません)。</p>
募集(申請)期間	令和2年11月13日(金)まで ※申請数が予定を超過した時点で、募集を終了します。

事業についてのお問い合わせ先

和歌山県 福祉保健部 福祉保健政策局 子ども未来課 家庭福祉班
〒640-8585 和歌山市小松原通1-1
TEL 073-441-2493

対象経費の詳細

対象経費	経費の内容	留意事項
食品衛生責任者養成講習会受講費	子供食堂に食品衛生責任者を設置するために、子供食堂の運営に携わる者が食品衛生責任者養成講習会を受講する際の受講費用	子供食堂 1 箇所当たり 2 名まで。 食品衛生責任者は資格取得後、子供食堂の運営（調理）に原則毎回参加すること。
学習支援に要する経費	学習支援を実施する際に必要となる参考書や備品等の購入費 ※単に子供たちだけで自主学習させるものではなく、少なくとも 1 名の責任者を配置し、学習に専念できる場を確保した上で、1 時間以上行う。	文房具等個人の所有物になり得る物は除く。 子供食堂に配置される共用可能な物に限る。
多様な世代交流に要する経費	食事の提供前又は提供後に、子供が多様な世代との交流を図る催しを行う際に必要となる備品類の購入費	コンピュータゲーム類は除く。

事業の流れ

- ① 本事業の活用を検討段階で県に相談し、本補助金の対象となるか確認。
- ② 対象となる場合、交付申請書類を県に提出する。
- ③ 県が審査し、交付決定を通知する。
- ④ 交付決定された団体は、事業を実施する。（経費の購入等）
- ⑤ 対象期間終了後 1 ヶ月以内に「実績報告書」を県に提出する。
- ⑥ 県による補助金額の確定後、団体は補助金を請求し、支払を受ける。

募集要項

- 募集期間 令和 2 年 9 月 15 日（火）～ 令和 2 年 11 月 13 日（金）（予定数を超えるまで随時受付）
- 応募方法 下記提出書類を作成の上、県に提出（郵送等）していただきます。
- 提出書類
 - ① 和歌山子供食堂支援事業補助金交付申請書（別紙 1）
 - ② 事業計画書（別紙 2）
 - ③ 収支予算書（別紙 3）
 - ④ 団体の定款、規約、会則、設立趣意書又はこれに準じるもの（自由様式）
 - ⑤ 役員等に関する名簿（要綱別記第 3 号様式）
 - ⑥ その他対象経費に関する参考資料（図表やチラシ、写真等）
- 採択方法 申請書を受付次第、審査の上、文書にて結果をお知らせします。